

# 岐阜県公報

第二千四百七号

平成二十四年十二月二十五日

(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(公共建築住宅課) 八四五

### 告示

自動車税に係る徴収金の収納事務の委託

(税務課) 八四六

道路の区域変更

(道路維持課) 八四六

道路の供用開始

(同) 八四七

### 公示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

(高齢福祉課) 八四八

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

(同) 八四八

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

(同) 八四八

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

(同) 八四九

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

(同) 八四九

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 八五〇

指定管理者の指定

(情報産業課) 八五〇

県営土地改良事業の換地計画の決定

(農地整備課) 八五一

## 規則

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十一号

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県営住宅条例施行規則(昭和三十六年岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二各号列記以外の部分中「に規定する」を「の高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として」「一」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

九 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十一条の規定により公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)以下「法」といふ。第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者  
第一条の二に次の二項を加える。

2 条例第四条第一号ロ(1)の規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める障害の程度であるものとする。

一 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

二 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級のいずれかに該当する程度

<p>受託者の名称及び住所</p>	<p>委託内容</p>	<p>委託期間</p>
<p style="text-align: center;">告 示</p> <p>岐阜県告示第六百号</p> <p>岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第二項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第五百八条第二項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">平成二十四年十二月二十五日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古田 肇</p> <p>この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>第三条第一項中「現に同居し、又は同居しようとする親族（以下「同居親族」という。）」を「同居親族」に改める。</p> <p>三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>3 条例第四条第一号ロ③の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 公営住宅に入居しようとする者又は同居親族（現に同居し、又は同居しようとする親族をいう。以下同じ。）のいずれかが第一項第三号、第四号、第六号又は第七号の規定に該当する者</p> <p>二 法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げの公営住宅に入居しようとする者（当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失った者に限る。）</p>		

<p>株式会社電算システム 岐阜市日置江一丁目五八番地</p>	<p>自動車税の収納事務のとりまとめ</p>	<p>平成二十五年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで</p>
<p>株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目七番三十四号</p>	<p>直営店舗、加盟店舗等における自動車税の収納</p>	<p>同右</p>
<p>株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町一番地</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>株式会社セブン イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一番地</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>株式会社ローソン 東京都品川区大崎二丁目一番一号</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>

岐阜県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十二月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 長森線 各務原線		各務原市蘇原大島町二丁目三八番地先から	A	六〇・三〇	三〇三・五〇	A、B、C、Dに係る図面及び断面図を示す敷地の区分をう。
		同 市蘇原坂井町二丁目八番一地先まで		三三・〇〇		
		各務原市蘇原大島町二丁目二八番一地先から	前B	三三・〇〇	二二・四三・〇〇	
		同 市蘇原野口町二丁目八番一地先まで		四〇・〇〇		
		各務原市蘇原青雲町三丁目三〇番地先から	C	八〇・〇〇	五二・〇〇	
		同 市蘇原寺島町二丁目四七番地先まで		三三・〇〇		
		各務原市蘇原大島町二丁目二八番一地先から	B	三三・〇〇	二二・四三・〇〇	
		同 市蘇原野口町二丁目八番一地先まで		三三・〇〇		
		各務原市蘇原野口町二丁目八番一地先から	後	三三・〇〇	二二・四三・〇〇	
		同 市蘇原東島町三丁目一四六番地先まで	D	三三・〇〇	二二・四三・〇〇	

岐阜県告示第六百二二号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十二月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道

路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 変更 又は 決定 年月 日告 示か)
県道 長森線 各務原線		各務原市蘇原花園町二丁目二〇番一地先から 同 市蘇原東島町三丁目一六三番三地先まで	二九六・〇〇	平成 二四・二・二五	平成 二四・二・二五

岐阜県告示第六百二三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十二月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 変更 又は 決定 年月 日告 示か)
一般 国道	四百十八号	加茂郡富加町高畑字北野八三 七番一地先から 同 郡同 町同 字同 八三 八番地先まで	二五・〇〇	平成 二四・二・二五	平成 二四・四・六

公 示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 月 日 定
社会福祉法人 墨友会	ショートステ イ花水木	岐阜県大垣市東町四丁目六 〇番一	短期入所 生活介護	平成 二四・二・三
合同会社おも いやり	GENKIN EXT多治見	岐阜県多治見市太平町五丁 目三番地の一	通所介護	平成 二四・二・一
株式会社H O TTO	おあしすデイ サービス明和	岐阜県多治見市明和町二 四一 ラポールめいわ 階	通所介護	平成 二四・二・一
株式会社H O TTO	おあしすデイ サービス大畑	岐阜県多治見市大畑町六丁 目七八番地	通所介護	平成 二四・二・一
有限会社竜鉄 也音楽事務所	いこいの広場 鉄ちゃん倶楽 部	岐阜県高山市西之一色町三 丁目八六六番地	通所介護	平成 二四・二・〇
社会福祉法人 墨友会	デイサービス 花水木	岐阜県大垣市東町四丁目六 〇番一	通所介護	平成 二四・二・三
フロンティ ー株式会社	ラクアデイサ ービス関ひが し	岐阜県関市平賀町一 三九	通所介護	平成 二四・二・六

株式会社アズ ライフ坂祝	介護付有料老 人ホーム坂祝 生楽館	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩三 八六番一	特定施設 入居者生 活介護	平成 二四・二・一
合同会社花も も	ライフサポー ト花もも	岐阜県多治見市笠原町三三 二九番地の一	訪問介護	平成 二四・二・一
株式会社H O TTO	訪問介護コミ ケア	岐阜県多治見市明和町二 四一 ラポールめいわ 二〇三号室	訪問介護	平成 二四・二・一
株式会社H O TTO	たちばな訪問 看護ステーション	岐阜県多治見市明和町二 四一 ラポールめいわ二 〇三号室	訪問看護	平成 二四・二・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 月 日 止
社会福祉法人 池田町社会福 祉協議会	池田町社協訪 問入浴事業所	岐阜県揖斐郡池田町本郷一 六二八 二	訪問入浴 介護	平成 二四・六・三〇

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定

により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指月日定
株式会社HOTO	ケアプランコ ミケア	岐阜県多治見市明和町二 四一 一ラポールめいわ 〇五号	居宅介護 支援	平成 二四・二・一
一般社団法人 ふれあい処和	介護まちなか 相談所	岐阜県恵那市岩村町二六二 番地一	居宅介護 支援	平成 二四・二・二六

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃年月日
株式会社あく ていぶ	まつえだ居宅 介護支援事業 所	岐阜県羽島郡笠松町門間四 六番地の二	居宅介護 支援	平成 二四・二・三〇
東美濃農業協 同組合	J A ひがし の訪問介護セ ンター	岐阜県中津川市茄子川一六 四六番地の一九	居宅介護 支援	平成 二四・二・三〇

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指月日定
株式会社HOTO	GENKIN EXT多治見	岐阜県多治見市太平町五丁 目二三番地の一	介護予防 通所介護	平成 二四・二・一
株式会社HOTO	おあしすデイ サービス明和	岐阜県多治見市明和町二 四一 一ラポールめいわ一 階	介護予防 通所介護	平成 二四・二・一
株式会社HOTO	おあしすデイ サービス大畑	岐阜県多治見市大畑町六丁 目七八番地	介護予防 通所介護	平成 二四・二・一
有限会社電鉄 也音楽事務所	いこいの広場 鉄ちゃん倶楽 部	岐阜県高山市西之一色町三 丁目八六六番地	介護予防 通所介護	平成 二四・二・一〇
社会福祉法人 墨友会	デイサービス 花水木	岐阜県大垣市東町四丁目六 〇番一	介護予防 通所介護	平成 二四・二・三
フロンティ ク株式会社	ラクアデイサ ービス関ひが し	岐阜県関市平賀町一 三九	介護予防 通所介護	平成 二四・二・二六
株式会社アズ	介護付有料老	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩三	介護予防	平成

ライフ坂祝	人ホーム坂祝 生楽館	八六番一	特定施設 入居者生 活介護	二四・二・一
合同会社花も も	ライフサポー ト花もも	岐阜県多治見市笠原町三二 二九番地の一	介護予防 訪問介護	平成 二四・二・一
株式会社H O T T O	訪問介護コミ ケア	岐阜県多治見市明和町二 四一 一 ラポールめいわ 二〇三号室	介護予防 訪問介護	平成 二四・二・一
株式会社H O T T O	たちばな訪問 看護サービス	岐阜県多治見市明和町二 四一 一 ラポールめいわ 二〇三号室	介護予防 訪問看護	平成 二四・二・一

大規模小売店舗の新設に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。  
 なお、その届出書等は平成二十四年十二月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。  
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日  
平成二十四年十二月十二日
- 二 届出者の氏名又は名称  
ケンキー株式会社
- 三 建物の名称及び所在地  
ケンキー下呂金山店

下呂市金山町金山字上市場田一八八七番 外

- 四 大規模小売店舗の新設日  
平成二十五年九月五日

五 店舗面積

一、九八〇平方メートル

六 駐車場の収容台数

九〇台

七 荷さばき施設の面積

七〇平方メートル

指定管理者の指定

ソフトピアアジアバンセンター（第三別館及びその附属施設設備等に限り。）及び県営住宅（ソピア・フラッツに限る。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、ソフトピアアジアバンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号）第十七条及び岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例（平成二十四年岐阜県条例第五十四号）附則第四項の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

指定管理者となる団体

株式会社ビル代行・株式会社ミライコミュニケーションネットワーク共同体

構成員  
東京都中央区新富二丁目三番四号

株式会社ビル代行

大垣市加賀野四丁目一番二二号

株式会社ミライコミュニケーションネットワーク

二 指定の期間

平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業道下地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法  
第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十四年十二月二十五日から

平成二十五年一月二十九日まで

二 縦覧場所

安八郡輪之内町役場

